

退職医療制度加入の耳寄り情報

加入に当って、ご心配な点についてお答えします！



問1 掛金は、かなりの金額を一括納入する必要があるため負担が大きい。

答1 退会給付金（特別退職給付金・生涯福祉給付金・特別返還金）の給付対象の方については、**退会給付金を加入時の掛金に充当します。**（給付額は、現職組合員中の納付掛金額により異なります。）

そのため、

- **退会給付金>基準掛金の場合**（退会給付金の給付額が掛金の額を上回る場合）は、
退職医療制度の加入に当たって、新たに掛金を御用意いただく必要はありません。
(なお、充当後の差引残額は、退会給付金の請求に基づいて給付させていただきます。)

退会給付金>掛金 の場合【例】

退会給付金 800,000 円

充当

差引残額 186,000 円
は給付します。

61歳掛金 614,000 円

また、

- **基準掛金>退会給付金の場合**（掛金の額が退会給付金の給付額を上回る場合）は、
退職医療制度の加入に当たって、掛金の一部を御用意いただくだけで結構です。
(掛金の全額をご用意いただく必要はありません。)

掛金>退会給付金 の場合【例】

退会給付金 500,000 円

充当

不足分▲114,000 円
を納入してください。

61歳掛金 614,000 円

問2 掛金は、かなりの金額なので、すぐには用意できない。

答2 **掛金の支払については、退職後 60 日以内にお支払いいただくこととしておりますが、令和8年3月31日退職者の方には、掛金納付（口座振込）に関する通知を5月中旬頃に御自宅へお送りし、これにより5月末までにお支払いいただきますので、退職後（加入手続後）すぐにお支払いいただく必要はございません。**

問3 退職後はいろんな手續があり、退職医療制度の加入手続を忘れてしまいそう。

答3 加入手続として、「**退職医療組合員申出書**」を退職後 30 日以内に当互助組合へ提出いただく必要がありますが、年度末（令和8年3月 31 日）などで退職予定の方は、退職を待たずに加入申出書を提出いただければ、期限内の提出漏れのおそれがなく安心です。

なお、前述の答3のとおり、退会給付金の給付対象の方は、退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、「**退会給付金請求書**」と併せて提出してください。